

無料低額診療事業等の保険薬局への拡充を求める意見書

わが国は国民皆保険にもかかわらず、経済的な理由で十分に医療にかかれぬ方も少なくありません。そのような方に対しては、社会福祉法第2条3項9の「生活困窮者に対して無料又は低額な料金で診療を行う事業」（いわゆる無料低額診療事業）を実施している医療機関において診療を受けることができます。

しかし、医療分業が進展する昨今において、保険薬局は無料低額診療事業の対象事業所になれないことから、院外処方箋を発行する無料低額診療事業の医療機関を受診された患者のお薬の自己負担は、その対象となっていません。

つきましては、院外処方箋をもらわれた患者においても安心して無料低額診療事業が受けられるよう、下記事項を要請します。

記

1. 保険薬局も無料低額診療事業の対象となるようにしていただきたいこと
2. 無料低額診療事業を受けられた患者の院外処方箋だけでも、療養担当規則にかかわらず、保険薬局でも一部負担金の徴収が免除あるいは軽減する扱いができるようにしていただきたいこと

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月28日
沖縄県豊見城市議会